

論点メモ

(要約版)

平成 21 年 2 月 20 日

金融庁

目 次

1. 基本的考え方	
(1) 中小企業金融	2
(2) 業態別のあり方	2
2. 組織	
(1) 総代会	3
(2) 理事会	3
(3) 監事	3
3. 決算等	
(1) 半期決算	3
(2) 半期開示	3
(3) 外部監査	3
4. 業務等	
(1) 会員・組合員資格	3
(2) 業務範囲	4
(3) 地区規制	4
(4) 余資運用	4
5. 中央機関	
(1) 位置付け	4
(2) 相互支援	4
6. その他	5
○ 地域金融・中小企業金融において	
協同組織金融機関が果たす役割に係る議論の切り口	6

論点メモ（要約版）

項 目	論 点
1. 基本的考え方	
(1) 中小企業金融	● 信用金庫・信用組合の地域金融に対するこれまでの取組みをどのように評価するか。 ● 中小企業金融において協同組織金融機関としての特性・独自性を踏まえてどのような役割を果たすことが期待されるか。 ● 中小企業の再生支援や地域のニュービジネスに対する支援（リスクマネーの提供等）においても積極的な役割を果たすべきではないか。 ● 上記のような期待される役割を担っていく上でも協同組織金融機関がコンサルティング機能を果たしていくことが重要となるのではないか。 ● 地元に密着し、小規模の事業者、消費者の相互扶助を使命とした協同組織金融機関として、多重債務者問題についても役割を果たすことができないか。 ● 協同組織金融機関に期待される役割を適切に果たしていくことができるようにするためには、どのような方策・環境整備等が必要と考えるか。
(2) 業態別のあり方	● 業域信用組合・職域信用組合を含め、協同組織金融機関のそれぞれの業態の今後のあり方についてどのように考えるか。 ● 一方で、地域における他の金融機関（メガバンク、地域銀行）との棲み分けをどう考えるか。

	● 規模の違いをどのように考えるか。
2. 組織 (1) 総代会 (2) 理事会 (3) 監事	● 会員・組合員数が多いとの理由から総会に代えて総代会制度を採用している信用金庫・信用組合が多いが、総代、あるいは総代会制度の現状に鑑み、改善すべき点はないか。 ● 理事、あるいは理事会制度について、改善すべき点はないか。 ● 実務上、採用されている監事会制度について、どのように評価するか。監事会制度を法令で明確に位置付け、監事会制度の選択を行えるようにすべきか。
3. 決算等 (1) 半期決算 (2) 半期開示 (3) 外部監査	● 信用金庫・信用組合の半期決算について、法令上は義務づけられていないが、下記(2)の半期開示との関係も踏まえ、どのように考えるか。 ● 信用金庫・信用組合の半期開示は、法令上、努力義務とされているが、財務内容のタイムリーな開示を担保するため、信用金庫・信用組合に上記(1)の半期決算及び半期開示を義務づけることについて、どのように考えるか。 ● 一定の要件を満たす信用金庫・信用組合にのみ義務づけられている外部監査要件について、どのように考えるか。
4. 業務等 (1) 会員・組合員	● 信用金庫等が地域経済において引き続きその役割を発揮する観点から、資本金基準の引上げにつ

資格	いて、どのように考えるか。
(2) 業務範囲	● 信用金庫・信用組合の業務範囲について、その特性、地域経済において役割を発揮する等の観点から、どのように考えるか。銀行と同列の扱いで一律に拡大していくことが適当か。
(3) 地区規制	● 地区規制について、その存在意義や今後のあり方をどのように考えるか。
(4) 余資運用	● 信用金庫・信用組合の余資運用に関する特段の制限はなく、その一方で、有価証券投資等の失敗による破綻事例や、近年、預証率の上昇がみられるが、このような余資運用のあり方についてどのように考えるか。 ● 地域金融機関としての特性に鑑み、地域への貢献・均霑という視点から余資運用について考えるべき点はないか。
5. 中央機関	
(1) 位置付け	● 今般の改正金融機能強化法の施行により、国の資本参加が行われた中央機関については、当該中央機関から資本支援を受ける個別の協同組織金融機関に対する経営指導権が付与されることとなった。 ● 一方で、金融機能強化法にもとづく措置は、あくまで時限的なものであるため、その後の信用金庫・信用組合の中央機関である信金中金・全信組連の位置付け及び役割、機能についてどのように考えるべきか。その際、JAバンクシステムや海外の協同組織金融機関の中央機関について、参考とすべき点はないか。特に、信用金庫・信用組合が中小企業金融等において期待されている役割を果たすとの観点から、これらの中央機関の役割・機能についてどのようなことが考えられるか。
(2) 相互支援	● 現行、信金中金・全信組連が自主的に取り組んでいる資本増強制度などの相互支援に加えて、今

	般の改正金融機能強化法の施行によって、中央機関に予め国が資本参加することにより、中央機関が個別の協同組織金融機関に対して必要な資本支援を機動的に行い、中小企業金融の円滑化を図るための新たな枠組みが設けられた。 ● 一方で、金融機能強化法にもとづく措置は、あくまで時限的なものであるため、その後の協同組織金融機関の相互支援等が有効に機能していくためには、どのような制度が考えられるか。
6. その他	● 以上のような論点を整理したうえで、協同組織金融機関のあり方として次に掲げるような規制緩和、手続きの明確化等に係る要望について、どのように考えるか。また、このような事項の検討にあたっては、銀行と協同組織金融機関との機能・役割の分担という観点から考える必要があるのではないか。 ①法定脱退事由の拡大、②事後員外貸出、③転居予定者への貸出、④保証子会社における規制、⑤脱退組合員の持分の一時取得、⑥優先出資の分割を円滑に行うための手続き、⑦優先出資の消却手続きの明確化、⑧劣後債の発行、⑨自治体向け貸出規制の緩和、⑩自己優先出資を消却した際の取扱い、⑪全信組連の員外貸付制限の撤廃、⑫国立大学法人への融資の解禁

地域金融・中小企業金融において協同組織金融機関が果たす役割に係る議論の切り口

協同組織金融機関が地域金融・中小企業金融において果たす役割として、以下のような機能が挙げられる。

それぞれの機能について、

- I. 各信用金庫、信用組合は、現状、どのように取り組んでいるか（協同組織金融機関としての特性・独自性を含む。）。
- II. 現状の取組みをどのように評価するか。
- III. 今後、これらの機能の発揮を更に推進していく上での課題・問題点をどのように考えるか。

1. 中小企業への信用供与機能

（ビジネスのライフサイクルごとの違い等）

2. 中小企業再生支援機能

（再生支援に踏み切る際のポイントや、他の金融機関等との債務整理交渉等における役割等）

3. 地域金融支援機能

（地元の商店街の活性化等に果たす役割の評価等）

4. 多重債務者支援機能

（地元に密着し、小規模の事業者、消費者の相互扶助を使命とした協同組織金融機関としての役割等）

5. コンサルティング機能

（内部の人的資源の開発／外部の人的資源の活用の別等）